

釜石地区合同庁舎ごみ収集運搬処理業務 仕様書

当該業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 従事者

- (1) 従事者は、満 18 歳以上の者とする。
- (2) 従事者は、全て身元確実な者とし、作業を行う場合は、機敏に活動すること。
- (3) 受注者は、契約後速やかに従事者の中から責任者一人を選任し、別紙「業務従事責任者通知書」により発注者に報告すること。

2 事業系一般廃棄物（可燃ごみ及び不燃ごみ）

- (1) 収集運搬日
毎週月曜日から金曜日とする。
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号、以下「法」という。）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日の期間を除く。
- (2) 収集運搬日数（回数）
年間 242 日（回）
- (3) 収集場所
釜石地区合同庁舎所定のごみ集積所
- (4) 処理場所
沿岸南部クリーンセンター（釜石市大字平田第 3 地割 81-1）
- (5) 排出予定量
年間 約 10,639 k g
- (6) リサイクル対応
収集した事業系一般廃棄物（可燃ごみ）内にリサイクルが可能な紙類があった場合は、可能な限りリサイクルに回すこと。

3 リサイクル（ビン及びカン）

- (1) 収集運搬日
1 週間のうちに 1 回とする。
ただし、土曜日、日曜日、法に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの期間を除く。
- (2) 収集運搬日数（回数）
年間 50 日（回）
- (3) 収集場所
釜石地区合同庁舎所定のごみ集積所
- (4) 運搬場所
沿岸南部クリーンセンター（釜石市大字平田第 3 地割 81-1）

4 完了報告

収集運搬したごみの重量を分別毎に記録し、ごみ収集運搬処理を実施した月毎に、別紙ごみ収集運搬処理業務完了報告書を提出すること。なお、3 月分については 3 月 31 日に報告すること。

5 ごみ処理手数料の負担

処理施設におけるごみ処理に係る手数料については、受注者が負担するものとする。

ごみ収集運搬処理業務完了報告書

月 分

部 長	管理主幹	総括主査	担当者	責任者

(単位 : kg)

日	曜 日	事業系一般廃棄物		リ サ イ ク ル			
		可燃・不燃ごみ	紙類リサイクル	ビ ン	アルミ缶	スチール缶	
1日							
2日							
3日							
4日							
5日							
6日							
7日							
8日							
9日							
10日							
11日							
12日							
13日							
14日							
15日							
16日							
17日							
18日							
19日							
20日							
21日							
22日							
23日							
24日							
25日							
26日							
27日							
28日							
29日							
30日							
31日							
計							

令和 年 月 日

沿岸広域振興局長 様

受注者

印

業務従事責任者通知書

委託業務の名称	釜石地区合同庁舎ごみ収集運搬処理業務委託
委託期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
委託業務の場所	釜石地区合同庁舎（釜石市新町6番50号）
委託料	円
従事責任者	氏名 連絡先

